## 愛知県産業別最低賃金が改正されました

愛知県内の特定の産業に適用される8業種の産業別最低賃金が、平成19年12月16日に改正されました。

今回の改正により、すでに10月25日に改正されている「愛知県最低賃金」と併せ、愛知県の最低賃金（時間額）は次のとおりです。

詳しくはホームページをご覧いただくか、お問い合わせください。

▼豊橋労働基準監督署
☎（0532）54局1192
HP http://www.aichi-rodo.go.jp

■愛知県および産業別最低賃金（12月16日改正）

| 最低賃金名 | | 時間額 |
|---|---|---|
| 愛知県最低賃金（10月25日改正） | | 714円 |
| 産業別最低賃金 | 染色整理業 | 723円 |
| | 製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業 | 834円 |
| | 一般機械器具製造業 | 815円 |
| | 電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業 | 779円 |
| | 輸送用機械器具製造業 | 820円 |
| | 計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業 | 770円 |
| | 各種商品小売業 | 770円 |
| | 自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業 | 800円 |

## 放置自動車対策推進キャンペーン

愛知県では、1月9日（水）から2月8日（金）まで「放置自動車対策推進キャンペーン」を実施します。自動車を放置しておくと、道路交通上の障害になります。また、環境保全上の問題も生じます。自動車の放置はやめましょう。

▼総務課
☎23局3504 FAX 23局0180

## 仁皇川河川改良工事（豊島町）に伴う車両通行止めにご協力を

仁皇（にんのう）川河川改良工事に伴い、豊島町内で車両の通行止めを行います。

▼期間＝1月中旬～8月下旬（予定）
▼場所＝地図のとおり
※通行止めの開始期日は、決まりしだい現場付近に設置する予告看板にておしらせします。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

▼土木課
☎23局3521 FAX 23局0180

■仁皇川河川改良工事に伴う車両通行止め案内図

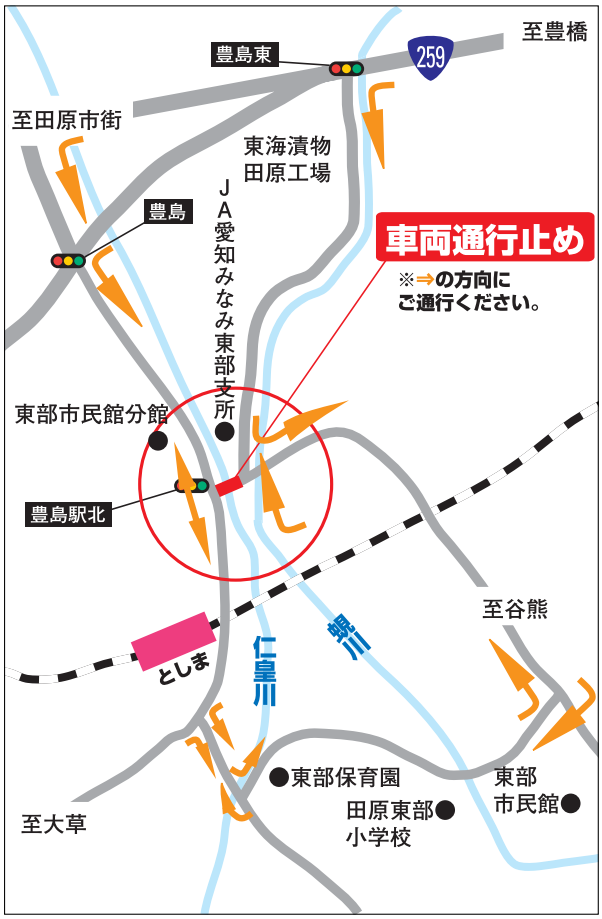


## ペットは正しく飼いましょう

最近、「飼い猫が家に入ったり、排せつをしたりして困る」といった苦情が寄せられています。動物が苦手な方もいます。ペットは他人に迷惑のかからないよう、責任を持って飼育しましょう。

◉適切なふんの処理を

道路などに犬のふんが散乱している場所があります。ふんの始末は、飼い主の責任です。適切な処理（ビニール袋などに入れて自宅に持ち帰り、ふんはトイレに流し、回収に使った袋はもやせるごみとして処分）をしてください。

◉ペットに名札を

ペットが保護されても、連絡先の表示などがないため飼い主が見つからず、最終的に処分されるケースがあります。万一に備え、必ず首輪に名札などを着けてください。また、ペットが行方不明になったときは、早めに環境衛生課までご連絡ください。

◉ペットを捨てることは犯罪

ペットを捨てる行為は法律で禁止されており、罰金（50万円以下）を科せられる場合があります。子猫や子犬が産まれても飼えない方は、飼い猫や飼い犬の避妊手術などを行うようにしてください。

▼環境衛生課
☎23局3541 FAX 23局0180